

## 日本学生支援機構奨学金（学外）

日本学生支援機構の奨学金で、第一種貸与奨学金（無利息）、第二種貸与奨学金（利息付）、給付奨学金（返還不要）があります。またこれらの奨学金を併用することもできます。貸与奨学金に関しては、卒業後に返還する義務・責任があります。

他の奨学金を日本学生支援機構奨学金と併せて受給することもできます。その場合、日本学生支援機構奨学金の貸与額は奨学金受給の上限額の積算には含まれません。

### ●種類・貸与額・貸与方法・返還

種類	貸与額	貸与方法	返還
第一種奨学金	私立大学・自宅通学 20,000円・30,000円・40,000円・54,000円／月 私立大学・自宅外通学 20,000円、30,000円、40,000円、50,000円、64,000円／月	毎月、本人名義の銀行、信用金庫又は労働金庫の普通口座に振込	必要 (無利息)
第二種奨学金	20,000円～120,000円（1万円単位）のいずれかを選択		必要 (利息あり)
給付奨学金	私立大学自宅通学：30,000円 私立大学自宅外通学：40,000円		不要
緊急採用・応急採用奨学金	緊急採用＝上記第一種 応急採用＝上記第二種		必要（無利息） 必要（利息あり）

### ●各種別の説明

#### 1. 第一種奨学金：

- 概要：特に優れた学生で、経済的理由により著しく就学が困難な人に貸与される奨学金です。
- 利息：無利息
- 申込資格：これまでに奨学金を借りたことのある人は、申し込むことができない場合や借りられる期間（貸与終期）が制限される場合があります。また、外国籍の人は窓口にご相談してください。
- 申込先：大学
- 募集時期：毎年春
- 学力基準：
  - 1年次
    - ◇ (1) 高等学校又は専修学校高等課程の1年から申込時までの成績の平均値が3.5以上
    - ◇ (2) 高等学校卒業程度認定試験もしくは大学入学試験検定に合格した人、又は科目合格者で機構の定める基準に該当する人
    - ◇ (3) 家計支持者（父母等、2人いる場合は2人とも）の住民税（所得割）が非課税であって、以下のいずれかに該当するとして学校長の推薦を得られる人
      - 特定の分野において特に優れた資質能力を有し、進学先の学校において特に優れた学習成績を修める見込みがあること
      - 進学先の学校における学習に意欲があり、進学先の学校において特に優れた学習成績を修める見込みがあること
  - 2年次以上
    - ◇ 日本学生支援機構の枠による
- 家計基準：家計の基準額は、世帯人員によって異なります。

家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の収入金額が選考の対象となりますが、収入・所得の目安はおよそ次の金額以内です。

<収入・所得の上限額の目安（平成30年度以降の入学者）>

区分			給与所得者	給与所得者以外
2人世帯	私立大学	自宅	780万円	372万円
		自宅外	827万円	419万円
3人世帯	私立大学	自宅	672万円	296万円
		自宅外	739万円	343万円
4人世帯	私立大学	自宅	749万円	350万円
		自宅外	805万円	397万円
5人世帯	私立大学	自宅	994万円	586万円
		自宅外	1,088万円	680万円

給与所得者・・・源泉徴収票の支払金額

給与所得以外・・・確定申告書等の所得金額

## 2. 第二種奨学金：

- 概要：第一種より緩やかな基準によって選考され、貸与額の自由度も高い奨学金です。在学中は無利息、卒業後は年3%を上限とする利息付です。利率固定方式と利率見直し方式があります。
- 申込資格：大学の奨学金担当者に問い合わせてください。また、外国籍の人は学校に相談してください。
- 申込先：大学
- 募集時期：毎年春
- 学力基準：
  - 高等学校又は専修学校（高等課程）における学業成績が平均水準以上と認められる者
  - 特定の分野において特に優れた資質能力を有すると認められる者
  - 大学における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者
  - 高等学校卒業程度認定試験（大学入学資格検定）に合格した人、又は科目合格者で機構の定める基準に該当する人
- 家計基準：世帯人員、就学者の有無等によって異なります。  
家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の収入金額が選考の対象となりますが、収入・所得の目安はおよそ次の金額以内です。

<収入・所得の上限額の目安（平成30年度以降の入学者）>

区分			給与所得者	給与所得者以外
2人世帯	私立	自宅	1,087万円	679万円
		自宅外	1,134万円	726万円
3人世帯	私立	自宅	1,060万円	652万円
		自宅外	1,107万円	699万円
4人世帯	私立	自宅	1,144万円	736万円
		自宅外	1,191万円	783万円
5人世帯	私立	自宅	1,410万円	1,002万円
		自宅外	1,504万円	1,096万円

給与所得者・・・源泉徴収票の支払金額

給与所得以外・・・確定申告書等の所得金額

### 3. 第一種奨学金と第二種奨学金の併用：

- 概要：第一種奨学金と第二種奨学金の貸与を併せて受けることができます。
- 申込資格：これまでに奨学金を借りたことのある人は、申し込むことができない場合や借りられる期間（貸与終期）が制限される場合があります。また、外国籍の人は相談してください。
- 申込先：大学
- 募集時期：毎年春
- 学力基準：第一種と同じ
- 家計基準：家計の基準額は、世帯人員によって異なります。  
家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の収入金額が選考の対象となりますが、収入・所得の目安はおよそ次の金額以内です。

＜収入・所得の上限額の目安（平成30年度以降の入学者）＞

区分			給与所得者	給与所得者以外
2人世帯	私立	自宅	780万円	372万円
		自宅外	827万円	419万円
3人世帯	私立	自宅	672万円	296万円
		自宅外	739万円	343万円
4人世帯	私立	自宅	749万円	350万円
		自宅外	805万円	397万円
5人世帯	私立	自宅	994万円	586万円
		自宅外	1,088万円	680万円

給与所得者 . . . 源泉徴収票の支払金額

給与所得以外 . . . 確定申告書等の所得金額

### 4. 給付奨学金

- 概要：意欲と能力のある若者が経済的理由により進学を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金を支給することにより進学を後押しするもの。
- 対象者：以下のいずれかに該当する人。ただし一度でも大学等へ入学したことがある人及び高等専門学校第4学年に進級した人は、申込資格がありません。
  - 大学・短期大学・専修学校の専門課程に進学を予定している高等学校等の最高学年（高等専門学校の第3学年）、または高等学校等を卒業後（高等専門学校の第3学年を修了後）2年以内の人
  - 高等専門学校第4学年に進級を予定している高等専門学校第3学年または、第3学年修了後2年以内の人
  - 高等学校卒業程度認定試験の合格者（合格後2年以内の人）、または出願者
- 申込先：進学する前年度に在籍している学校
- 募集時期：高等学校在学時（高等学校を卒業後2年以内の人は、卒業した高等学校を通じて申込み受け）
- 学力基準：いずれかの要件を満たしていること
  - 十分に満足できる高い学習成績を収めている
  - 教科以外で大変優れた成果を収め、概ね満足できる学習成績を収めている
  - 社会的養護を必要とする者であって、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある
- 家計基準：以下のいずれかに該当する人

- 家計支持者が住民税非課税(市区町村民税所得割が0円)であること
- 生活保護受給世帯であること
- 社会的養護を必要とする人(児童養護施設入所者等)であること

#### 5. 緊急採用奨学金(第一種奨学金)

- 概要: 現下の厳しい経済状況等を考慮し、失職、破産、事故、病気、死亡等もしくは火災、風水害等の災害等又は学校の廃止によりやむを得ず他の学校に入学することで修学に要する費用が増加したことにより家計が急変し、緊急に奨学金の必要が生じた場合に貸与される奨学金です。
- 対象者: 失職・破産・事故・病気・死亡若しくは火災・風水害等の災害等又は学校の廃止によりやむを得ず他の学校に入学することで修学に要する費用が増加したことにより家計が急変し、緊急に奨学金が必要となったと認められ、家計急変の事由が発生してから12ヶ月以内である者。

※これまでに奨学金を借りたことのある人は、申し込むことができない場合や借りられる期間(貸与終期)が制限される場合があります。休学中、留年中、留学中の人は、申込みできません。また、外国籍の人は学校に相談してください。

※災害救助法適用地域に居住する世帯で、当該の災害により家計が急変したことにより奨学金を希望される方は、該当者全員の推薦を受け付けます。また、災害救助法の適用を受けない近隣の地域で、同等の災害にかかった世帯の学生・生徒並びに同地域に勤務し勤務先が被災した世帯の学生・生徒で同等の災害にかかったものについても、採用できる場合がありますので、いずれの場合も学校窓口にご相談ください。

- 申込先: 大学
- 採用時期: 年間を通じて随時  
※ただし、予算の運用上、翌年度の採用になる場合があります。
- 貸与始期: 入学月を限度として家計急変の事由が発生した月以降で申込者が希望する月
- 貸与終期: 採用年度末まで。ただし、1年ごとに「緊急採用奨学金継続願」を提出することにより、修業年限を限度として延長することができます。
- 学力基準: 以下のいずれかに該当する者
  - 大学等における学業成績が、平均水準以上である者
  - 特定の分野において特に優れた資質・能力を有する者
  - 大学等における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがある者
  - その他特別の理由により、緊急採用の対象とすることが必要であると学校長が特に認める者
- 家計基準: 以下のいずれかに該当する者
  - 家計急変の事由が生じたことによりその後1年間の家計が収入基準額の範囲内になることが確実である者
  - 家計急変の事由により、申込者の属する世帯の年間の支出額が著しく増大した場合、又は年間の収入額が著しく減少した場合
  - その他家計急変の事由により、緊急採用が必要と学校長が特に認める者

#### 6. 応急採用奨学金(第二種奨学金)

- 概要: 上記、緊急採用奨学金と同じ
- 対象者: 上記、緊急採用奨学金と同じ
- 申込先: 大学

- 採用時期：年間を通じて随時  
※ただし、予算の運用上、翌年度の採用になる場合があります。
- 貸与始期：家計急変の事由が発生した月または採用年度の4月以降で申込者が希望する月。入学した月より前に遡って貸与を受付けることはできません
- 貸与終期：標準修業年限が終了するまで
- 学力基準・家計基準：以下のいずれかに該当する者
  - 今後とも家計急変の事由が生じたことによる経済困難が継続すると見込まれる者
  - 学力及び家計を総合的に判断し学校長が緊急に奨学金を必要と認める者

## ●諸手続き等について

### 1. 予約採用について

- 予約採用は、大学に入学する前に高校等を通じて日本学生支援機構に申し込み、採用候補者となる制度です。進学後の手続きにより本採用となります。予約採用された人は、本学に入学後、次の手続きが必要です。期限までに手続きしないと本採用となりませんので注意してください。
  - 「大学等奨学生採用候補者決定通知」を「予約採用者」説明会後にて提出し、識別番号（ユーザーIDとパスワード）を受け取ります。
  - その識別番号を使ってスカラネットで進学届を入力します。

### 2. 在学採用について

- 在学採用は、大学入学後に申し込む制度です。希望者は次の手続きをしてください。毎年、申込期限がありますので注意してください。
  - 年度初めに開催される「新規採用希望者」説明会で申込書を受け取ります。
  - 第一種・第二種それぞれ希望の奨学金の確認書兼個人情報取扱いに関する同意書を記入し、父母両方の所得を証明する書類を添付して学生センターへ提出します。
    - ◇ 前年度の源泉徴収票またはその年の確定申告書の控などのコピー。（どちらか一人の場合はその方のみ。共働きの場合は両方。働いていない方は0円を証明する非課税証明書等。）
  - 提出と引き換えに識別番号（ユーザーID、パスワード）を受け取ります。
  - その識別番号を使ってスカラネットで申し込みます。
  - 入力終了後、スカラネット入力用紙を学生センターへ提出し、データ入力終了したことを報告します。
    - ※学力と家計の基準を満たしていても、日本学生支援機構のその年度の予算の範囲内で採用者数の枠が決まるため、採用されないことがあります。
    - ※大学からの推薦の優先順位は、日本学生支援機構の基準に従い、前年度の修得単位数、GPA（1年生については入学前の評定平均値）、生活態度などを考慮して決まります。
    - ※採用枠が少なくてもれてしまった場合でも、追加採用が実施されることがあります。日本学生支援機構から通知があり次第、順位に従って推薦されます。
    - ※1年次の採用枠に比して、2年次以降は採用枠がかなり狭まります。2年次以降に貸与を希望する場合でも1年次に申請することも検討してください。

### 3. 奨学金採用決定について

- 採用が決定した学生には、「奨学生証」「奨学生のしおり」「返還誓約書」「保証依頼書（兼保証委託契約

書)・保証料支払依頼書」が大学をとおして配布されます。必ず内容の確認を行い大切に保管しておいてください。

#### 4. 返還誓約書について

- 採用にあたって奨学生は返還誓約書を提出しなければなりません。日本学生支援機構より大学を通して、上の配布物の他、「返還誓約書・奨学金借用証書」と「返還のてびき」が配布されますので、てびきを参照し返還誓約書を作成し、次の書類とともに学生センターを通して日本学生支援機構へ提出します。また、それに基づく「返還誓約書類に関する説明会」も採用月に開催します。

※人的保証制度とは、返還保証のために連帯保証人や保証人をたてる制度で、機関保証制度とは、日本学生支援機構が指定する保証機関に一定の保証料を支払って連帯保証を受ける制度です。いずれか一方を選びます。

##### □ 人的保証の場合

- ◇ 住民票（本人のみ・コピー不可）
- ◇ 連帯保証人の収入に関する証明書類（前年の源泉徴収票・確定申告書控・年金振込通知書などのいずれか1つ・コピー可）
- ◇ 連帯保証人の印鑑登録証明書（コピー不可）
- ◇ 保証人の印鑑登録証明書（コピー不可）

##### □ 機関保証の場合

- ◇ 住民票（本人のみ・コピー不可）
- ◇ 保証依頼書（兼保証委託契約書）・保証料支払依頼書 \* 機構・協会用のみ

#### 5. 奨学生の異動について

- 次の場合には、異動届または月額変更届の様式を学生センターで受取り、手続きをください。

- 交付の取り止め（退学、除籍、辞退、採用取り消し、廃止などの場合）
- 交付の中断（休止、停止）／交付の再開（復活）
- 貸与月額の変更（増額、減額）

#### 6. 適格認定奨学金継続願の提出について

- 奨学生自身が提出した「奨学金継続願」の内容と学業成績等を総合的に審査し、学校が適格基準に基づき奨学金継続の可否等を判断します。

- 本人がスカラネットで経済状況・学校生活状況・学修の状況などを入力し継続希望を提出します。
- 学業成績等の成績記録は大学の担当者が入力します。